

大田市告示第 1 2 3 号

大田市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業訪問型サービス及び第 1 号通所事業通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 2 9 年大田市告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 2 4 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 1 条第 1 項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 4 1 条第 1 2 号中「第 1 0 号」を「第 1 2 号」に改め、同号を同条第 1 4 号とし、同条中第 8 号から第 1 1 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

（8） 訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 4 5 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 5 8 条第 1 2 号中「第 1 0 号」を「第 1 2 号」に改め、同号を同条第 1 4 号とし、同条中第 8 号から第 1 1 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

（8） 通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、令和6年6月24日から施行し、この告示による改正後の大田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービス及び第1号通所事業通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の適用の日から令和7年3月31日までの間は、新要綱第31条第3項（新要綱第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。